

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		07-01-12		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input checked="checked" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		良好な生活環境の確保		部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本	
				担当者名	大島	内線	485	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-03		生活環境審査会運営費				
事務事業の種類		<input checked="checked" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input checked="checked" type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度		<input type="radio"/> 昭和 <input checked="checked" type="radio"/> 平成 21年度		根拠	荒川区良好な生活環境の確保に関する条例			
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="checked" type="radio"/> 無 年度		法令等				
実施基準		<input checked="checked" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="checked" type="radio"/> 非計画			
行政評価 事業体系		分野	IV	環境先進都市				
		政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
		施策	04	まちの美化の推進				
目的		健康で快適な生活環境を守るため、これまで法令等に規定がなかった迷惑行為に対して、条例により、問題となる行為を抑止し、解決までの道筋を明らかにすることにより、区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。						
対象者等		区・区民・事業者等						
内容		<input type="radio"/> 給餌による不良状態の禁止 自ら所有せず、かつ、占有しない動物に給餌し、地域環境を不良状態にすることを禁止する。周辺住民の生活環境に被害が生じ、複数の住民からの苦情で共通認識となっている必要がある。 <input type="radio"/> 廃棄物等による不良状態の禁止 廃棄物等による不良状態とは、次の状態のうち2以上が生じている状態を言う。 ・廃棄物等により、はえ、蚊その他の害虫又はねずみが発生し、周辺住民の生活環境に係る被害が生じ、又はそのおそれがある状態 ・廃棄物等が火災発生の原因となり、付近の建築物に類焼する危険がある状態 ・廃棄物等が道路上の歩行者並びに車両の通行及び視界の妨げとなっている状態 ・廃棄物等の臭気により、周辺住民の生活環境に係る被害が生じている状態 ・廃棄物等により、ごみの不法投棄を招いている状態						
経過		平成21年4月1日 「良好な生活環境の確保に関する条例」を施行 条例に基づく「生活環境審査会」を設置 平成21年6月17日 第1回生活環境審査会 平成23年1月11日 第2回生活環境審査会						
必要性		本条例は、地域における良好な生活環境を守るためのもので、地域の要望に基づき、これまで規定のなかった迷惑行為を明文化し、問題の抑止効果を期待するとともに、解決に向けた道筋を示したものであり、必要性は高い。						
実施方法		（ <input checked="checked" type="radio"/> 1直営 ） （直営の場合 <input checked="checked" type="radio"/> 常勤 <input checked="checked" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)	
①								
②								
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度		31年度	区民の健康で快適な生活環境を守るための重要な取り組みである。					
推進		推進						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
予算額		280	280	282	284	140	122	133	
決算額(30年度は見込み)		0	0	0	0	0	0	133	
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
事項名(30年度は見込み)									
生活環境審査会(回)		0	0	0	0	0	0	0	
予算・決算の内訳		平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)	
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	
報酬	審査委員会報酬	102	報酬	審査委員会報酬	0	報酬	審査委員会報酬	102	
旅費	委員会出席者旅費	3	旅費	委員会出席者旅費	0	旅費	委員会出席者旅費	3	
需用費	審査会賄い(お茶等)	1	需用費	審査会賄い(お茶等)	0	需用費	審査会賄い(お茶等)	1	
役務費	会議テープ反訳	36	役務費	会議テープ反訳	0	役務費	会議テープ反訳	27	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費		5,486	3,459	▲2,027		地方税		
物件費					国庫支出金				
維持補修費					都支出金				
扶助費					分担金及び負担金				
補助費等					使用料及び手数料				
減価償却費					その他				
不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額	281	525	244		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲5,767	▲3,984	1,783	
その他行政費用					金融収支差額(d)				
行政費用合計(b)	5,767	3,984	▲1,783		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲5,767	▲3,984	1,783	
特別費用(g)					特別収入(f)				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	▲5,767	▲3,984	1,783	

備考 平成23年度以降、生活環境審査会の審査を要する事例は発生していない。  
給与関係費が減少しているのは、担当職員が1名休職中のためである。

問題点・課題 ○廃棄物等による不良状態については、心の健康を害している方や様々な問題を抱えている方々が原因となっている場合が多く、福祉部と連携し保健師やケースワーカーなどとの協働が必要である。  
○生活環境審査会は現在開催する事案はないものの、今後本条例を施行していくために、体制の維持は必要である。そのためにも、囑託している委員との情報共有などの継続も必要である。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	条例の罰則等の適用で規制していくことよりも、福祉部門と連携した対応策で問題解決を図っていく。	苦情が寄せられていたいわゆるゴミ屋敷は全て解決した。	依然として、鳥や猫等への餌やり行為による地域環境の不良状態による苦情があるので、本条例を基に指導を行う。
②			
③			

他区の実況 (実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)  
○廃棄物による不良状態を規制する条例はある(ゴミ屋敷を対象にした条例は他区にもあり)  
・世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例(平成28年4月1日施行)  
・足立区生活環境の保全に関する条例(平成25年1月1日施行)

況議(要質問状) 平成20年3定 条例(案)を提出し、可決  
平成21年2定 進捗状況について質問

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		07-01-13		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		まちの環境美化推進事業		部課名		環境清掃部環境課		
				課長名		山本 吉毅		
				担当者名		林		
				内線		483		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-07-01		まちの環境美化推進費				
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業                 （ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度                 ）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度		<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成		9年度		根拠法令等		
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度		荒川区まちの環境美化条例		
実施基準		<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系		分野		IV 環境先進都市				
		政策		08 良好で快適な生活環境の形成				
		施策		04 まちの美化の推進				
目的		「荒川区まちの環境美化条例」に基づき、区・区民・事業者および団体が相互に協力し合い、「わがまちはわが手で美しくする」ことを目標に、環境美化活動を実践し、清潔で美しい荒川区をつくり、区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。						
対象者等		区民・事業者及び団体等						
内容		○地域の美化活動支援：区民が主体的に行う美化活動に対し、清掃用具貸与等の支援を実施、 ○モデル地域の指定：まちの美化の推進が特に必要な地域を「環境美化推進モデル地域」として指定し、活動を支援 ○区役所周辺の美化活動：区職員による区役所周辺の美化活動を実施（年間6回） ○美化キャンペーン活動：区内主要駅周辺にて、まちの環境美化についての普及・啓発活動及び美化活動実施 ○喫煙マナー啓発：「あらかわたばこマナー」ポスターの掲示、区内主要駅周辺でのマナーアップキャンペーン、路上喫煙禁止主要6駅周辺マナーアップ指導員による巡回・指導、南千住喫煙所の管理・運営、路面シート・電柱看板・横断幕の設置、ポリ看板の配布、駅前の歩行喫煙実態調査の実施 ○美化推進期間の設定：荒川区環境美化の日(5月30日)の前後に環境美化推進期間(5月15日～6月14日)を設け、美化推進ポスターの掲示・キャンペーン等を実施						
経過		平成8年10月「荒川区まちの環境美化条例」制定、平成9年4月同条例施行、平成9年4月から普及・啓発活動・活動支援を実施している。平成20年12月に条例を一部改正し、指定地区内での路上喫煙禁止などを盛り込んだ。改正条例は平成21年6月に施行した。平成25年3月には、路上喫煙禁止地区のうち、南千住駅・日暮里駅で地区の見直し（拡大）を行った。 平成8年の条例制定後、区内各地域で地域団体等による美化活動が積極的に行われ「環境美化推進モデル地域」の指定を指定し、掃除道具貸与など支援を行っている。（平成15年3月町屋地域、平成15年9月日暮里地域、平成16年6月藍染川通り地域、平成17年2月南千住東部地域、平成17年5月原町会地域）現在5地域で指定済み。平成21年6月に環境条例を改正。						
必要性		荒川区まちの環境美化条例に基づき、「わがまちはわが手で美しくする」ことを目標として清潔で美しい荒川区をつくり維持していくためには、環境美化活動の普及・啓発・活動支援を実施する必要がある。						
実施方法		（2一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 路上喫煙禁止主要6駅周辺マナーアップ指導員による巡回・指導を、警備会社に業務委託を行い実施している。						
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	環境美化推進期間の参加者数(人)	1,246	1,028	925	1,086	1,300	環境美化推進期間活動参加者数
	②	歩行喫煙率(職員による調査)(%)	0.21	0.12	0.17	0.15	0.05	歩行喫煙者数÷歩行者×100
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
推進		推進		清潔で美しい荒川区をつくるために、区民・事業者及び団体が相互に協力し合い、美化活動及び喫煙のマナーアップに取り組むことが重要であり、今後も推進していく。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
予算額		8,588	7,899	5,944	6,708	6,858	9,200	20,008	
決算額(30年度は見込み)		8,168	6,801	4,955	5,762	6,058	7,727	20,008	
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
事項名(30年度は見込み)									
歩行喫煙率(%)		0.1	0.1	0.1	0.21	0.12	0.17	0.1	
予算・決算の内訳		平成28年度(決算)		平成29年度(決算)		平成30年度(予算)			
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	
需用費	美化活動・路上喫煙対策消耗品等	976	需用費	美化活動・路上喫煙対策消耗品等	637	需用費	美化活動・路上喫煙対策消耗品等	2,098	
役務費	都電都バス広告掲載料等	273	役務費	都電都バス広告掲載料等	221	役務費	都電都バス広告掲載料等	323	
委託料	マナーアップ啓発業務委託等	4,809	委託料	マナーアップ啓発業務委託等	4,770	委託料	マナーアップ啓発業務委託等	16,087	
				工事請負費	371		使用料及び賃借料	町屋京成高架下喫煙所賃貸費用	1,500
				備品購入費	1,728				

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	給与関係費		14,145	12,700	▲1,445		地方税		0	0	0
物件費		6,058	5,628	▲430	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	371	371	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	42	42	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		724	1,927	1,203	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲20,927	▲20,668	259		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		20,927	20,668	▲259	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲20,927	▲20,668	259		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲20,927	▲20,668	259		

備考 維持補修費の増加は、南千住喫煙所の設置工事に関する経費である。

問題点・課題 ○喫煙マナーに関する区民の声は依然多く、国民の健康意識の向上や喫煙対策の認識が高まる中で、掲示物等で喫煙者に訴えるのみの対策に加え、決められた喫煙場所の確保とともに、啓発の強化を行う必要がある。  
○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた、国及び都の分煙対策について注視しながら、喫煙マナー対策について検討する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	喫煙場所の確保とともに、決められた場所での喫煙について周知徹底を行い、喫煙マナーの向上に取り組む。	喫煙場所の確保のため、駅周辺で屋内型喫煙所の設置を検討し、南千住駅周辺において、屋内型喫煙所の設置に向けて進行中である。	さらなる喫煙場所の確保について検討し、啓発員による啓発指導を一層強化することで、喫煙マナーの向上に取り組む。
②			
③			

他区の実況	(実施) 22 区 (未実施) 0 区 (不明) 0 区
路上喫煙、ポイ捨て等に関する条例の制定	22区
議(会)質(問)状	平成16年2定 「歩きタバコ防止」対策(罰則規定) 平成20年4定 「荒川区まちな環境美化条例」一部改正(12月17日公布)の際罰則規定を設ける意見 平成23年決特 「改正後3年における罰則適用の検討」 平成28年決特 町屋駅周辺での喫煙所設置について 平成30年2定 日暮里駅南口紅葉橋喫煙所について

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		07-01-14		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		公害規制		部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本	
				担当者名	大島	内線	485	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-08-01	公害規制費					
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業                 （ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度                 ）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	44年度		根拠	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度		法令等	等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分					
				<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
	施策	04	まちの美化の推進					
目的	環境確保条例及びその他の関係法令に基づき、公害の発生源に対して必要な規制・指導を行うとともに、事業活動その他の人の活動により発生する公害苦情に対して、相談業務・指導を行うことにより、区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。							
対象者等	区民、事業者等							
内容	○工場認可、その他の届出の処理 工場あるいは指定作業場を設置(変更)する時は、事前に工場設置(変更)認可申請あるいは指定作業場設置(変更)届出を行う必要がある。また、認可に関しては工事完成後認定検査を実施する。 また、「特定建設作業の届出」「石綿除去の作業実施計画」「土壌汚染調査」等の事務処理を行う。 ○公害発生源に対する規制・指導 公害発生源者に対して規制基準の遵守や公害除去対策の指導・誘導を行う。 ○公害苦情の処理 公害発生に伴う苦情申立により、公害発生源の調査を行い、公害発生源者に「環境確保条例」等に基づき指導を行う。 ○公害発生源の調査 上記に関連して、公害発生源調査を行う。							
経過	昭和44年4月「公害課発足」、同年7月「東京都公害防止条例」公布。 昭和45年4月「東京都公害防止条例」施行。（知事権限の一部事務が区長に委任される） 平成13年4月「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」施行。 <span style="float: right;">平成</span> 15年2月 土壌汚染対策法施行 平成15年4月 東京都から、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の事務が区に移譲される。 平成22年3月 東京都土壌汚染対策指針制定 平成22年4月 改正土壌汚染対策法施行 平成27年4月「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」改正 <span style="float: right;">平成</span> 28年1月 改正東京都土壌汚染対策指針施行 <span style="float: right;">平成29</span> 年4月「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」一部改正施行（最新改正） <span style="float: right;">平成</span> 29年5月 土壌汚染対策法改正 平成30年4月 土壌汚染対策法一部施行							
必要性	騒音・振動・悪臭等の公害苦情に関し、公害発生源に対する調査・改善指導を行うことにより、区民の健康・安全・快適な生活環境を確保することにつながるために、必要性は高い。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 2一部委託 ）                 （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）							
指	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	発生源別苦情件数	222	163	185	180	70	苦情の再度申立が減少すること(件)
	②	全苦情に対する完結率(%)	90	92	97	98	100	苦情の再度申立が無くなること(%)
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
推進	推進		区民の健康と安全を守るため、公害の発生原因や、苦情の背景を分析し、関係部と連携して早急に課題解決を図る必要がある。					

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	888	1,008	889	789	830	797	813
決算額(30年度は見込み)	343	447	320	129	789	256	813
実績の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
工場認可件数	10	8	7	13	7	8	10
工場等現場立入調査回数	430	285	341	372	181	279	300
公害発生に対する苦情件数	86	64	76	70	65	185	180
各種届出受付件数	599	595	556	547	633	639	630

予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	公害規制用消耗品等	267	需用費	公害規制用消耗品等	68	需用費	公害規制用消耗品等	196
役務費	公害防止管理者講習等	2	役務費	公害防止管理者講習等	0	役務費	公害防止管理者講習等	4
委託料	測定機器法定点検等	512	委託料	測定機器法定点検等	88	委託料	測定機器法定点検等	596
負担金補助等	公害防止管理者講習	8	備品購入費	備品購入	101	負担金補助等	公害防止管理者講習	17

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
物件費	781	256	▲ 525	国庫支出金	0	0	0	
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
補助費等	8	0	▲ 8	使用料及び手数料	60	80	20	
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	60	80	20	
賞与・退職給与引当金繰入額	1,316	2,981	1,665	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 27,759	▲ 22,799	4,960	
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
行政費用合計(b)	27,819	22,879	▲ 4,940	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 27,759	▲ 22,799	4,960	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 27,759	▲ 22,799	4,960	

備考 物件費の減少(委託料の執行減)は、公害発生源調査委託の実施を要する事案がなかったためである。給与関係費が減少しているのは、担当職員が1名休職中のためである。

問題点・課題 最近の苦情相談では、法令の規制基準がないなど単純に規制できない内容のものが多く、基準以下でも理解してもらえないなど、対応には幅広い知識とともに説明のスキルも必要である。土壌汚染対策など多額な費用がかかるケースなどには、工場経営者に様々な事情があり、すぐに解決が図れないケースも多い。同一事業場を規制対象とする、都所管の土壌汚染対策法と区所管の環境確保条例で調査義務者や調査方法等の相違点があり問題である。さらに、空地の雑草について苦情が多く寄せられるが、土地の所有者が判明しないケースや、わかっても指導要綱のため強制力がなく理解してもらえないケースがある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	職員の公害規制法令等の専門性を確保するため、引き続き東京都公害防止管理者1級の資格取得及び研修の充実を図る。	職員の専門性向上のため、各種研修に参加した。新規公害規制担当職員はいなかったため、公害防止管理者の資格取得はなかった。	異動及び新規職員には東京都公害防止管理者の資格を取得してもらう。各種研修に参加して専門性を高める。
②	根拠法令に従い、未だ根本解決に至っていない事案を中心に環境改善に努める。	継続的に粘り強く問題解決に取り組む、永年の懸案であったゴミ屋敷問題もすべて解決させた。	引き続き、問題を抱えている工場に対し、粘り強い指導を行い、環境改善を行っていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議況(要旨)問状	平成25年1月建設環境委員会 解体工事現場に対する新たな基準の考え方について

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		07-01-15		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		大気汚染対策		部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本	
				担当者名	大島	内線	485	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-09-01	大気汚染対策費					
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業   ( <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度 )		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成		45年度	根拠	環境基本法、大気汚染防止法、東京都環境確保条例、ダイオキシン類対策特別措置法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
	施策	04	まちの美化の推進					
目的	<p>○区民の健康を守るため、区内の大気汚染状況を把握する。</p> <p>○光化学スモッグ注意報の発令などがあった場合は、区民に周知して被害の発生を未然に防止する。</p> <p>○光化学オキシダントや等の大気汚染物質及び温室効果ガスの削減に向け、区公用車において低公害車の導入推進の契機となるよう、保有状況調査を行う。</p>							
対象者等	区民、自動車を保有・管理している各所管課							
内容	<p>○大気汚染状況の把握（都の大気汚染常時測定局の測定データを収集。区内は南千住に所在）</p> <p>○酸性雨調査：がん予防・健康づくりセンター屋上で測定。降雨量、pH濃度、導電率の3項目</p> <p>○眺望調査：本庁屋上で調査。土・日・休日・雨天を除く毎朝実施。富士山、筑波山等遠近7か所目視</p> <p>○光化学スモッグ対策 注意報等の発令・解除があった場合は、「荒川区光化学スモッグ緊急時措置要領」に基づき区民には防災無線やメールマガジンで、保育園や幼稚園・小中学校に対してはFAXで周知</p> <p>○区公用車の低公害車導入率調査（東京都環境局へ結果を報告する）</p> <p>○PM2.5対策 平成26年12月18日に運用を開始した、東京都が提供するPM2.5の注意喚起情報に基づき、区でも注意喚起情報を発信</p>							
経過	<p>○大気汚染状況の把握 区独自の窒素酸化物測定局を尾久区民事務所に設けていたが、H9年度末に廃止</p> <p>○酸性雨調査 平成6年～</p> <p>○眺望調査 平成8年～</p> <p>○光化学スモッグ対策 注意報などに関する都から区への情報提供方法が、平成10年～同時通報無線⇒同時通報FAXに変わった。区内学校などへの学校情報は、平成14年～都の直接提供⇒都から区を通じたの情報提供に変わった。</p> <p>○PM2.5 平成26年3月～ 国から示されている「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき区HPで注意喚起情報を発信方針から、平成26年12月18日に運用を開始した、東京都が提供するPM2.5の注意喚起情報に基づき、区でも注意喚起情報を発信することとした。</p> <p>○浮遊粉じん及び金属成分等調査を行っていたが、平成26年度に終了</p>							
必要性	区民の健康を守るため、大気の状態を定期的な調査により把握し、区民に周知するなど事業の継続が必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 1 大気汚染状況の把握 2 酸性雨調査（非常勤） 3 眺望調査（常勤及び非常勤） 4 光化学スモッグ対策（非常勤）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	環境基準達成状況（南千住局）（光化学オキシダントOx）	0	0	0	0	1	0：環境基準未達成 1：環境基準達成
	②	東京都実施VOC排出量削減対策事業の事業者への周知件数	20	30	30	30	30	都が実施するセミナー、アドパイザー派遣等の排出量削減対策事業
③	低公害車導入率（%）	96.4	96.4	96.4	96.4	100	区が管理、保有する低公害車の導入率	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続		継続		国・都の対策や科学的知見について情報収集を続け、区民へ情報提供を図る。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		503	511	425	83	66	84	84
決算額(30年度は見込み)		330	359	356	42	65	70	84
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	酸性雨・眺望調査	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	光化学スモッグ注意報発令日数(区北部)	4	2	2	3	1	5	2
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	調査用器具及び薬品類	65	需用費	調査用器具及び薬品類	70	需用費	調査用器具及び薬品類	84

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,911	1,858	▲1,053		地方税	0	0
物件費		65	70	5	国庫支出金	0	0	0	
維持補修費		0	0	0	都支出金	0	0	0	
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
減価償却費		0	0	0	その他	0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額		149	282	133	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲3,125	▲2,210	915	
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
行政費用合計(b)		3,125	2,210	▲915	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲3,125	▲2,210	915	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲3,125	▲2,210	915		

備考 給与関係費が減少しているのは、担当職員が1名休職中のためである。

問題点・課題 大気汚染物質の光化学オキシダントは、都内全測定局で環境基準が達成されていない。光化学オキシダントの主要な原因物質の一つとして、工場等の固定排出源から排出される揮発性有機化合物(VOC)が挙げられる。自動車の排出ガス抑制については、国や九都府市の規制により一定の効果を上げてきている。より良い大気環境を目指すために一層の低公害車の導入促進や自動車の適正利用などの啓発を行う必要がある。PM2.5(微小粒子状物質)の濃度について、環境基準を2年続けて達成しているが、区民の健康不安に対応するため、正確な情報提供を行う必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、PM2.5及び光化学スモッグについては、ホームページやツイッターなどを利用し、継続的に周知を行う。	毎日雨天時を除き、庁舎屋上で眺望調査を行い、ホームページ上に公表した。光化学スモッグ注意報も適切に周知した。	引き続き、ホームページ等を使用して、区民に対し周知を図っていく。
②	塗装・印刷・ドライクリーニングなどの事業者に対し、東京都の排出抑制事業の活用を促していく。	環境課の窓口で、VOC取扱量の多い自事業者に対し、資料配布及び講習会への参加の周知を行った。	引き続き、VOC取扱量の多い事業者に対し、東京都の事業と共同で削減化の啓発を行っていく。
③	今後とも、水素自動車等の導入の情報を集め、庁有車の更なる低公害化を促進していく。	庁有車の低公害車の導入状況調査を実施し、新型低公害車の情報収集を行った。	普及が著しくなっている電気自動車や水素自動車などの低公害車の普及啓発に努める。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)	
	○区独自の大気汚染常時監視局設置	実施 19 区 未実施 3 区
○粉じん中の重金属調査	実施 6 区 未実施 16 区	※荒川区は実施なし(H26年度廃止)
○酸性雨調査	実施 5 区 未実施 17 区	※荒川区は実施

況議(要旨) 平成19年3定 都内の大気測定局数について



# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		07-01-16		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事			
事務事業名		水質汚濁対策		部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本		
				担当者名	大島	内線	485		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-10-01		水質汚濁対策費					
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業   ( <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度 )		<input type="radio"/> 建設事業 <input type="radio"/> それ以外の継続事業					
開始年度		<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成   46年度		根拠		環境基本法、水質汚濁防止法、隅田川水系浄化対策連絡協議会規約			
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無   年度		法令等					
実施基準		<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系		分野	IV	環境先進都市					
		政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
		施策	04	まちの美化の推進					
目的	区民の健康を保護し、環境保全の意欲と増進を図るため、公共用水域（隅田川）の水質状況を調査・把握する。隅田川水系の流域9区による水質浄化や水辺環境保全に向けた合同水質調査や啓発を行う。								
対象者等	区民及び隅田川水系周辺に居住する近隣区民								
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 隅田川の水質調査 調査項目：水素イオン濃度、溶存酸素、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、塩化物イオンなど 調査地点：尾竹橋・年12回、小台橋・年2回 平成29年度の尾竹橋における調査結果は、溶存酸素の環境基準達成率42%（5/12）、生物化学的酸素要求量の環境基準達成率83%（10/12）であった。</li> <li>○ 隅田川の底質調査（※環境基準はない） 調査項目：鉛、砒素、総水銀、ポリ塩化ビフェニルなど16項目      調査地点：尾竹橋・年1回</li> <li>○ 隅田川水系浄化対策連絡協議会 本協議会は、隅田川とその支川である新河岸川、石神井川、白子川流域自治体（荒川、中央、台東、墨田、江東、北、板橋、練馬、足立の9区）が合同で、隅田川水系水質浄化及び水辺環境向上を目的に活動している。活動内容は、合同水質調査（年2回）、合同視察、情報交換など。</li> </ul>								
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 隅田川の水質調査 白鬚橋、尾竹橋、小台橋の3地点について、年に各12回の調査を実施していたが、平成10年度から2地点（尾竹橋、小台橋）、年12+2回に変更した。以前は直営で行っていたが、平成5年度から委託で調査している。</li> <li>○ 隅田川の底質調査 平成2年度から白鬚橋、尾竹橋、小台橋の3地点で毎年各1回底質調査を開始したが、平成10年度から尾竹橋1地点に変更した。以前は直営で行っていたが、平成5年度から委託で調査している。</li> <li>○ 隅田川水系浄化対策連絡協議会 流域9区の相互協力により昭和53年度に発足し、以降、毎年活動を実施している。</li> </ul>								
必要性	区民の健康を守り、隅田川の水質浄化及び水辺環境向上及び環境保全への意識を増進するため、調査などの事業の継続が必要である。								
実施方法	（ 2一部委託 ）      （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ） 水質・底質調査は委託により実施（委託料：平成29年度の契約金額 328千円）								
指    標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み		目標値 (38年度)	
	①	尾竹橋での生物化学的酸素要求量(BOD)75%水質値	2.2	3.8	3.0	2.5		2.0	環境基準5.0以下 (mg/l)
	②								
③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
30年度		31年度							
継続			継続	隅田川で繋がる他自治体と連携し、継続的な河川の水質調査をもとに、良好な河川環境の保全を進める必要がある。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		265	443	410	266	225	382	382
決算額(30年度は見込み)		241	260	254	252	225	361	382
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	隅田川水質調査 尾竹橋水質・底質	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回
	小台橋 水質	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
計 水質・底質		14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	水質調査用消耗品費		需用費	水質調査用消耗品費	32	需用費	水質調査用消耗品費	45
委託料	水質調査分析委託	225	委託料	水質調査分析委託	328	委託料	水質調査分析委託	337

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政コスト計算書	給与関係費	2,105	1,677	▲ 428	地方税	0	0	0
	物件費	225	361	136	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	108	255	147	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,438	▲ 2,293	145
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,438	2,293	▲ 145	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,438	▲ 2,293	145
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,438	▲ 2,293	145	

備考 物件費が増加しているのは、隅田川の水質・底質調査委託費が増加したためである。給与関係費が減少しているのは、担当職員が1名休職中のためである。

問題点・課題 ○隅田川の水質改善実績の周知などを通じ、区民等に川に関心を持ってもらうことで、環境に配慮した行動につなげていく必要がある。  
○隅田川水系浄化対策連絡協議会は隅田川水質改善に伴い要請行動は平成16年度より行っていないが、9区共同水質調査等で各区が連携をとりながら、今後も地道な活動を継続していく必要がある。  
○水質異常事故(魚の浮上、色相の異常等)発生の際の簡易的な水質調査実施方法について、確実な技術継承を図る必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区のツイッターやフェイスブックなどを通じ、画像つき短文で気軽な情報発信を行い、川への関心を得る。	隅田川の水質調査結果をホームページや冊子(荒川区の環境)などで紹介した。	快適な水辺環境の創出のため、隅田川の水質浄化の確認と区民への親しみのアピールをしていく。
②			
③			
他区の実況	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区) ※河川等水質の定期測定 荒川区は月に1回実施		・未実施の区(文京区、渋谷区、豊島区)
議(要旨)問状			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	07-01-17		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	騒音・振動対策		部課名	環境清掃部環境課		課長名	山本
			担当者名	戸澤		内線	485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-11-01	騒音・振動対策費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	52年度	根拠	環境基本法、騒音基本法、振動規制法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	04	まちの美化の推進				
目的	区民の生活環境を守るため、自動車騒音の常時監視を継続的に行い、環境基準の達成状況を面的・長期的に把握する。また、区内の7道路について道路交通騒音振動調査及び交通量調査を実施し実態を把握する。						
対象者等	区民						
内容	<input type="radio"/> 自動車騒音の常時監視 区内主要幹線道路の基準点等において調査を実施、実態を把握し調査結果を国に報告する。 調査項目：騒音、交通量、沿道の状況、後背地の状況 調査地点：平成30年度 台東鳩ヶ谷線（東日暮里5丁目）、上野尾竹橋線（町屋8丁目） 平成31年度 国道4号線（日光街道）、言問大谷田線（都道314号） 調査時間：騒音及び交通量は24時間 <input type="radio"/> 道路交通騒音振動調査及び交通量調査 調査項目：騒音、振動、交通量 調査地点：日光街道、明治通り、尾久橋通り、尾竹橋通り（2地点）、日暮里中央通り、旭電化通りの計7地点 <input type="radio"/> 在来線鉄道騒音調査 必要に応じて実施						
経過	<input type="radio"/> 自動車騒音の常時監視 平成15年4月に都から特別区に移譲された法定受託事務である。 <input type="radio"/> 道路交通騒音・振動調査 以前は5地点で実施していたが平成元年度から7地点で調査を行っている。 <input type="radio"/> 新幹線鉄道騒音調査 昭和60・61年度、平成2・5・8・11・14・17・20年度に実施した。（平成20年度を最後に調査は行っていない。） <input type="radio"/> その他調査 京成線高架部分の大規模改修工事に係る調査として、平成16・21・22年度に京成線鉄道騒音調査を実施した。 平成24年2月 京成線騒音調査実施（西日暮里5-29） 平成27年2月 京成線騒音調査実施（西日暮里5-29）						
必要性	区民の生活環境保全のため、継続的な調査が必要である。また、自動車騒音常時監視については、法定受託事務であるため、実施は必須である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） <input type="radio"/> 自動車騒音常時監視 全部委託 委託料（予算額） 522千円 <input type="radio"/> 道路交通騒音・振動調査 <input type="radio"/> 新幹線鉄道騒音調査 <input type="radio"/> その他調査 直営						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 道路交通騒音環境基準達成状況(昼)	4	4	4	4	7	調査地点7地点のうち環境基準を達成した地点数
	② 道路交通騒音環境基準達成状況(夜)	3	4	4	4	7	調査地点7地点のうち環境基準を達成した地点数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	区民の生活環境を守る基礎資料として必要であること、法定受託事務の確実な実施が必要であるため、継続していく。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		682	668	1,172	555	587	587	706
決算額(30年度は見込み)		628	500	924	491	528	481	706
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	自動車騒音の常時監視(評価区間数)	2	2	2	2	2	2	2
	道路交通騒音・振動調査(調査地点数)	7	7	7	7	7	7	7
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	自動車騒音振動調査	6	報償費	自動車騒音振動調査	6	報償費	自動車騒音振動調査	6
委託料	物品修繕	522	需用費	物品修繕	0	需用費	物品修繕	59
	自動車騒音常時監視		委託料	自動車騒音常時監視	475	委託料	自動車騒音常時監視	641

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,368	4,775	407		地方税	0	0
	物件費	522	475	▲47	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	6	6	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	224	725	501	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲5,120	▲5,981	▲861	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	5,120	5,981	861	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲5,120	▲5,981	▲861	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲5,120	▲5,981	▲861	

備考 自動車騒音常時監視については、業務委託(物件費)により実施している。

## 問題点・課題

○道路交通騒音振動については、環境基準を超過する事例が国道や都道などであるものの、公共交通の確保の観点から、直ちに大幅な改善をすることが困難である。自動車や舗装などの発生源対策やモーダルシフトなどの運輸施策など、国や都の施策について、情報収集を継続的に行う必要がある。  
○在来線の騒音については沿線住民からの要望も踏まえ、必要に応じ騒音測定を行い、鉄道事業者への働きかけを行っていく。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	道路交通騒音調査および自動車騒音常時監視業務を継続的に実施するとともに、区民への情報提供を行う。	道路交通騒音調査および自動車騒音常時監視業務を継続的に実施し、環境基準並びに要請限度の適否を確認した。	道路交通騒音調査および自動車騒音常時監視業務を継続的に実施し、区民への情報提供を行う。
②	鉄道の運用状況等、生活環境への影響の有無について情報収集を行う。	29年度においては調査を実施するに至る事例が無かったが、区民等からの相談に適切に対応した。	鉄道の運用状況等、生活環境への影響の有無について情報収集を行う。
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
	○自動車騒音の常時監視 実施 22区		
	○道路交通騒音・振動調査 実施 22区		
	○鉄道騒音・振動調査 実施 10区 未実施 12区		
況議(要旨)問状	平成26年9月会議 鉄道沿線住民への対応について		

# 事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		07-01-18		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		特殊有害物質処分		部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本	
				担当者名	戸澤	内線	485	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-12-01	特殊有害物質処分費					
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業                 （ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度                 ）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	18年度	根拠	PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	39年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準	計画区分		<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
	施策	04	まちの美化の推進					
目的	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管、処分等について、確実かつ適正な処理をおこない、区民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。							
対象者等	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物							
内容	○特別措置法の概要 ・PCB廃棄物の処分期限が平成39年3月31日まで延長 ・国のPCB廃棄物処理基本計画（平成26年6月）等により、PCB廃棄物の処理期限が、高濃度PCB含有のトランス・コンデンサ等は平成35年3月31日、安定器等・汚染物は平成36年3月31日、低濃度PCB廃棄物は平成39年3月31日に定められた。							
経過	平成18年度 処理施設の事故等により処分委託できず 平成19年度 処理施設の事故等の影響により処分委託できず 平成20～22年度 高圧コンデンサ36台を処分 平成24～27年度 区施設で使用中のトランス絶縁油のPCB濃度を分析 平成27年度 区の各施設で保管してある安定器を1か所の施設（旧道灌山中学校）に収集 平成28年度 高濃度PCB廃棄物（安定器）を仕分減量化を図り処理施設への搬入荷姿登録完了 平成29年度 高濃度PCB廃棄物（安定器6トン）処分、高濃度PCB廃棄物（コンデンサ2台）及び汚染物（金属容器）処分、低濃度PCB廃棄物（トランス13基等）処分、PCB含有老朽化照明器具調査（残存PCB安定器図面調査）委託実施							
必要性	PCBが難分解性であり、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、速やかに処分することが必要である。							
実施方法	（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 高濃度PCB廃棄物の、トランス・コンデンサーは東京JESCO。安定器等は北海道JESCOでの処分。微量PCB廃棄物は、国が認定した産業廃棄物処理施設で処分をしなければならない。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	PCB廃棄物の区保管量（kg）	7,900	6,900	1,100	1,300	0	PCB廃棄物の保管全量を、全て処分する。
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	PCBの特別措置法に基づき、適切に管理し、処分を行う。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		931	1,368	1,125	94	2,442	180,114	553
決算額(30年度は見込み)		931	911	1,030	0	2,005	178,186	553
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
高濃度PCB廃棄物処分件数		0	0	0	0	0	2	0
予算・決算の内訳		平成28年度(決算)			平成29年度(決算)		平成30年度(予算)	
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
役務費	登録料	169	役務費	その他の通信運搬費	1,461	委託料	安定器の仕分荷姿委託等	445
委託料	安定器の仕分荷姿委託等	1,836	委託料	PCB廃棄物処分費	176,725	委託料	分析費用	108

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,628	3,923	▲705	地方税	0	0	0
	物件費	2,005	178,186	176,181	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	237	595	358	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲6,870	▲182,704	▲175,834
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	6,870	182,704	175,834	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲6,870	▲182,704	▲175,834
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲6,870	▲182,704	▲175,834	

備考  
物件費が増加しているのは、PCB廃棄物の処理件数が大幅に増加したためである。  
給与関係費が減少しているのは、担当職員が1名休職中のためである。

問題点・課題  
○PCB使用蛍光灯安定器は、照明器具が未改修の施設において使用されている可能性がある。処理期限である平成35年度までに処分する為にも、全庁的に機器を計画的に更新し処分する必要がある。  
○微量PCB廃棄物であるコンデンサーは、取外し工事を行った後に分析調査をしなければ、機器にPCBが含有しているかわからない為、各施設の主管課で現在使用中コンデンサーの銘板を確認する必要がある。また微量PCB廃棄物の処理期限は平成38年度までに処分する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	処分可能段階である高濃度・低濃度PCB廃棄物を各処分施設へ、特別管理産業廃棄物としての確実な搬入および処分を実施する。	現状、今年度計画していた処分が可能段階であった、PCB廃棄物は全て処分、または処分委託中である。	今後PCB含有の恐れがある機器を取り外し、適時処分を行っていく。
②			
③			

他区の実況  
(実施 3 区 未実施 19 区 不明 0 区)  
他区においても同様に、高濃度PCB廃棄物(安定器)を北海道JESCOへ搬入荷姿登録し、処分していく準備を進めている状況である。

議(要旨)問状